

軽費老人ホーム運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 ケアハウス グリーンケア延岡（以下「施設」という。）は、厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」の趣旨に従い、入所者が施設において安心して生き生きと明るい日常生活を送れるように支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づき、地域や入所者の家庭との結びつきを重視して、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努め、市町村（特別区）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、入所者の処遇に万全を期することを運営方針とする。

第2章 職員の職種、数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

(1) 施設長 1人

施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1人以上

入所者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。

(3) 介護職員 1人以上

入所者の日常生活介護、指導及び援助業務に従事する。

(4) 栄養士 1人以上

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

(5) 事務員 1人以上

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(6) 調理員 1人以上

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

第3章 入所定員

(入所定員)

第4条 施設の入所定員は、20名とする。

第4章 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(サービス提供の方針)

第5条 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努める。

2 施設は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明する。

(日常生活を送る上でのサービス)

第6条 施設は、入所者が日常生活を送るため、以下のサービスを提供する。

2 各種の生活相談及び助言

(1) 入所時には、入所者の従来での生活の状況、家庭の状況、心身の健康状態等について把握し、入所後は、入所者の各種相談に応じ、助言する。

(2) 毎月利用者の意見を聴取するための懇話会を開催する。

3 食事の提供

(2) 食事の時間はおおよそ別表1のとおりとする。

4 入浴の準備

施設は、入所者の入浴の機会として隔日以上準備し、入浴の準備を行い日においてもシャワー浴が使用できるように努める。

5 外出の支援

一週2便の巡回バス送迎を運行する。

6 家族との交流の支援

(1) 施設は、施設が行う行事への参加を呼びかける。

(2) 入所者と家族の面会場所を設ける。

7 レクリエーション活動

施設は、施設内にレクリエーション活動に伴う用具を準備し、または、入所者が自主

的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合には、必要に応じて協力する。

8 健康管理

- (1) 施設は、日常的に入所者のバイタルチェックを行うと伴に定期健康診断を年1回以上行い、その記録を保存し、日常生活における入所者の健康管理に配慮する。
- (2) インフルエンザ流行時期に合わせ、利用者の同意のもと予防接種を行う。
- (3) 入所者の健康保持に当たっては、特に老人特有の疾病の防止に努める。

9 日常生活支援サービス

施設は、入所者の心身の状況や希望に応じて作成したサービス計画書に基づいて、身の回りの世話等の日常生活支援サービスを行う。

10 介護保険及び保健医療・福祉サービスの利用についての便宜供与

- (1) 入所者が心身の故障等で日常生活に介護が必要となったときは、外部の在宅福祉サービス等が受けられるよう迅速な措置をとる。
- (2) 入院を必要とする者に対しては、入院の措置を講ずると共に、安んじて療養に専念できるよう、生活保護法、健康保険法等関連諸制度の活用に配慮する。
- (3) 退所の際には、保健医療サービス提供者や福祉サービス提供者と十分な連携を図り、入所者が、退所後スムーズに、心身の状況等に合わせた新しい居宅サービス又は施設サービスを受けられる体制を整えるよう努める。

11 その他

- (1) 入所者の心身の急激な変化及び疾病において通院が必要と判断される場合は通院介護を行う。また申し出があれば受診受付及び通院の送迎支援を行う。

(付加的サービス)

第 7 条 施設は、入所者の心身の状況と希望に応じて付加的サービスを行う場合には、入所者との間で付加的サービスの内容と料金について契約を締結する。

(基本利用料)

第 8 条 入所者の1ヶ月当たりの基本利用料は、次の各号の費用の合算額以下とする。基本利用料額については、重要事項説明書に定めるものとする。

(1) サービスの提供に要する費用

ただし、入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額を上限として、地域の実情その他の事情を総合的に勘案して設定する。

(2) 生活費

食材料費および共用部分に係る光熱水費のほか、施設の共用部分の維持管理費用など、当施設において通常予測される生活需要のうち、入所者個人の専用でないものに係る費用。

ただし、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限とする。

(3) 居住に要する費用

ただし、施設の建築年次における施設整備費補助やその他の公的補助の状況、その他の事情を勘案して、分割徴収分及び一括徴収分を設定する。

(その他の費用)

第 9 条 入所者は、前条の基本利用料の他に、以下の費用を支払う。

- (1) 居室に係る電気料、水道料及びケーブルテレビ受信料
- (2) 施設が提供するサービスのうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適用な費用
- (3) 付加的サービスについて別途契約で定めた費用

(利用料等の請求)

第 10 条 施設は、毎月、入所者に請求する利用料等につき、入所者に対し、その明細を呈示する。

第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

(入所生活上のルール)

第 11 条 入所者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設長及び職員に協力し、団体生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- (2) 風紀を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (3) 外出又は外泊するときは、事前に施設長に届け出ること。
- (4) 食事が不要な場合は、前日までに申し出ること。
- (5) 火気の取り扱いに注意すること。
- (6) 施設内の喫煙スペース以外で喫煙しないこと。
- (7) 居室の清潔整頓に努めること。
- (8) 職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行わない。

(設備の利用上の留意事項)

第 12 条 入所者は、施設の利用に当たって、共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用方法
居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用すること。
- (2) 動物の飼育
入所者は、施設が許可した場合のみ、その居室内において小鳥及び魚類等の小動物を飼育することができる。
- (3) 原状回復
故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を汚損、破損もしくは滅失等した場合は、入所者の自己負担により現状に回復するか、又は相当の代価を支払う。

(4) 居室への立ち入り

入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、職員が居室に立ち入り、必要な措置をすることができる。ただし、職員が入所者の居室内に立ち入る場合には、入所者のプライバシー等の保護について、十分に配慮する。

第6章 非常災害対策

(災害対策)

第13条 施設は、土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、入所者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行う。

2 防災訓練計画により年2回以上の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行う。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第14条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(協力医療機関等)

第15条 施設は、別紙記載の医療機関等と連携を図り、入所者の病状の急変等に備える。

(緊急時の対応)

第16条 施設は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医

師又はあらかじめ施設が定めた協力病院への連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

3 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(身体拘束)

第18条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(業務継続計画の策定等)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第20条 施設は、食品衛生法等関係法規に従って、調理及び配膳に伴う衛生管理を行

う。

- 2 施設は、食材及び食器等の洗浄及び保管を適切に行い、入所者が使用する食器については毎食消毒する。
- 3 施設は、飲料水について、衛生上必要な措置を講じる。
- 4 施設は、常に施設内外を清潔に保ち、毎年1回以上の大掃除を実施し、空調設備等により、施設内の温度を適当に保つものとする。
- 5 施設は、保健所と常に連携を図り、感染症や食中毒の発生を予防するための方法について、必要に応じて保健所の指導や助言を受けるものとする。
- 6 施設内に、感染対策委員会を設置し、3月に1回以上定期的に開くものとする。
- 7 施設は感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定する。
- 8 施設は、職員に対し、年2回以上定期的に、感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための研修並びに訓練を実施し、職員の新規採用時にも実施する。

(秘密保持等)

第21条 施設は、業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報について、別途定める個人情報保護規程に従って、適正かつ適切な取り扱いをする。

(苦情処理)

第22条 施設は、サービスの提供に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

苦情受付窓口 ケアハウス グリーンケア延岡

苦情受付担当者 主任生活相談員

- 2 施設は、サービスの提供に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(地域等との連携)

第23条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他)

第24条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人三ツ葉会と当該事業所の施設長の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

種 別	提 供 時 間
朝 食	8 : 0 0 ~ 9 : 0 0
昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0
夕 食	1 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0